

亀山市刈り草コンポスト化センターの運営移譲について(概要)

1. 運営移譲場所・施設名

所 在 : 亀山市関町新所 175 番地 9
施 設 名 : 亀山市刈り草コンポスト化センター
敷地面積 : 5,473.16 m²

2. 運営事業者

所 在 : 亀山市関町小野 1 9 2 番地 3
事業者名 : 丸盛有限会社 代表取締役 稲嶺盛治

3. 運営移譲期間

平成31年4月1日から令和11年3月31日までの10年間

4. 移譲前(市直営)と移譲後の比較

	亀山市直営時	運営移譲後
処理能力	7.0 t / 日	17.3 t / 日
営業日	月～金曜日 土・日曜日、祝日、年末年始は休み	月～土曜日 日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は休み
営業時間	9:00～16:30	9:00～16:30
料 金	160円/10kg [事業系] 家庭系は、350kgまで無料	150円/10kg [家庭・事業系とも]
コンポスト	無料配布	無料配布

※運営移譲後の家庭系刈り草については、総合環境センターに搬入いただいた場合は、1日の搬入量350kgまでは処理手数料が免除となります。

5. 刈り草コンポスト化センター運営移譲に至る経緯

平成18年4月 関衛生センターし尿処理場敷地の一部を利用して、刈り草を破碎処理し自然発酵する施設として稼働
平成27年度 第2次亀山市行財政改革大綱・行財政改革前期実施計画における取組として、刈り草コンポスト化センターへの民間活力の活用検討を位置付け
平成27年8月 亀山市刈り草コンポスト化センターの運用方針を定め、民間活力を導入し運営移譲することを決定
平成28年4月 移譲先運営事業者の公募(プロポーザル方式)
平成29年3月 丸盛有限会社と基本協定の締結(運営事業者の決定)
平成30年3月 関衛生センターし尿処理施設を解体・撤去し、亀山市刈り草コンポスト化センター環境整備工事を完了
平成31年3月 運営事業者において刈り草破碎設備等の工事を完了
平成31年4月 丸盛有限会社による運営開始